

議案第 2 号

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道亀田郡七飯町北海道山越郡長万部町間ほか 2 0 4 区間の新設に関する整備計画の一部変更及び東北縦貫自動車道弘前線の鹿沼市宇都宮市間ほか 6 区間の改築に関する整備計画の一部変更について

平成 1 5 年 1 2 月

国 道 高 第 1 4 6 号

平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日

国土開発幹線自動車道建設会議

会 長 殿

国土交通大臣 石原 伸晃

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道亀田郡七飯町北海道山越郡長万部町間ほか204区間の新設に関する整備計画の一部変更及び東北縦貫自動車道弘前線の鹿沼市宇都宮市間ほか6区間の改築に関する整備計画の一部変更について

標記について、別紙1から別紙212のとおり変更したいので、国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、付議いたします。

付議する理由

高速自動車国道の新設に関する整備計画及び高速自動車国道の改築に関する整備計画の一部を別紙 1 から別紙 2 1 2 のとおり変更するため、高速自動車国道法（昭和 3 2 年法律第 7 9 号）第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

別紙 1

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道亀田郡七飯町北海道山越郡長万部町間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道亀田郡七飯町北海道山越郡長万部町間の新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,790億円」を「約2,710億円」に改める。

別紙 2

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道山越郡長
万部町北海道虻田郡虻田町間の新設に関する整備
計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道山越郡長万部町北
海道虻田郡虻田町間の新設に関する整備計画（昭和61年1
月21日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約990億円」を「約1,070億円」に改める。

別紙 3

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道虻田郡虻田町登別市間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道虻田郡虻田町登別市間の新設に関する整備計画(昭和53年11月21日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第6号を次のとおり改める。

工事は、昭和53年度において着工するものとし、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

2. 第7号中「約1,140億円」を「約960億円」に改める。

別紙 4

北海道縦貫自動車道函館名寄線の苫小牧市千歳市 間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の苫小牧市千歳市間の新設に関する整備計画（昭和45年6月9日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約410億円」を「約400億円」に改める。

別紙 5

北海道縦貫自動車道函館名寄線の千歳市北広島市 間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の千歳市北広島市間の新設に関する整備計画（昭和43年3月6日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約160億円」を「約150億円」に改める。

別紙 6

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北広島市岩見沢市間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北広島市岩見沢市間の新設に関する整備計画（昭和46年6月1日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,090億円」を「約2,030億円」に改める。

別紙 7

北海道縦貫自動車道函館名寄線の岩見沢市北海道 上川郡鷹栖町間の新設に関する整備計画の一部変 更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の岩見沢市北海道上川郡鷹
栖町間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決
定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,390億円」を「約2,440億円」に改める。

別紙 8

北海道縦貫自動車道函館名寄線の士別市名寄市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の士別市名寄市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

- 1．第7号中「約340億円」を「約370億円」に改める。
- 2．第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 9

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道余市郡 余市町小樽市間の新設に関する整備計画の一部変 更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道余市郡余市町
小樽市間の新設に関する整備計画(平成11年12月24日
決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,270億円」を「約1,140億円」に改める。

別紙 1 0

北海道横断自動車道黒松内釧路線の小樽市札幌市
西区間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の小樽市札幌市西区間
の新設に関する整備計画(昭和47年8月3日決定)の一部
を次のように変更する。

第7号中「約285億円」を「約380億円」に改める。

別紙 1 1

北海道横断自動車道黒松内釧路線の札幌市西区札幌市白石区間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の札幌市西区札幌市白石区間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,170億円」を「約1,070億円」に改める。

別紙 1 2

北海道横断自動車道黒松内釧路線の千歳市夕張市 間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の千歳市夕張市間の新設に関する整備計画(昭和61年1月21日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,150億円」を「約1,090億円」に改める。

別紙 1 3

北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張市北海道 上川郡清水町間の新設に関する整備計画の一部変 更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張市北海道上川郡
清水町間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日決定）
の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,930億円」を「約2,760億円」に改める。

別紙 1 4

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道上川郡 清水町北海道中川郡池田町間の新設に関する整備 計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道上川郡清水町
北海道中川郡池田町間の新設に関する整備計画(昭和57年
1月20日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第6号中「約1,010億円」を「約930億円」に改める。
2. 第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6. 工事の施行

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

別紙 1 5

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道中川郡
池田町北海道阿寒郡阿寒町間の新設に関する整備
計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道中川郡池田町
北海道阿寒郡阿寒町間の新設に関する整備計画(平成元年1
月31日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第6号を次のとおり改める。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

2. 第7号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のと
おりとする。

区 間	概算額
北海道中川郡池田町から 同郡本別町まで	約330億円
北海道中川郡本別町から 同道阿寒郡阿寒町まで	約1,410億円

3. 第8号を次のとおり改める。

施行主体は、次表のとおりとする。

区 間	施行主体
北海道中川郡池田町から 同郡本別町まで	日本道路公団
北海道中川郡本別町から 同道阿寒郡阿寒町まで	国土交通大臣

別紙 1 6

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道阿寒郡 阿寒町釧路市間の新設に関する整備計画の一部変 更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道阿寒郡阿寒町
釧路市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決
定）の一部を次のように変更する。

- 1 . 第7号中「約410億円」を「約440億円」に改める。
- 2 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 1 7

北海道横断自動車道黒松内端野線の北海道中川郡
本別町北海道常呂郡訓子府町間の新設に関する整
備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内端野線の北海道中川郡本別町
北海道常呂郡訓子府町間の新設に関する整備計画(平成元年
1月31日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第7号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のと
おりとする。

区 間	概算額
北海道中川郡本別町から 同道足寄郡足寄町まで	約260億円
北海道足寄郡足寄町から 同道常呂郡訓子府町まで	約1,060億円

2. 第8号を次のとおり改める。

施行主体は、次表のとおりとする。

区 間	施行主体
北海道中川郡本別町から 同道足寄郡足寄町まで	日本道路公団
北海道足寄郡足寄町から 同道常呂郡訓子府町まで	国土交通大臣

別紙 1 8

北海道横断自動車道黒松内端野線の北海道常呂郡 訓子府町北見市間の新設に関する整備計画の一部 変更案

北海道横断自動車道黒松内端野線の北海道常呂郡訓子府町北見市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

東北縦貫自動車道弘前線の東京都練馬区川口市間の
の新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の東京都練馬区川口市間の新設
に関する整備計画(昭和61年3月14日決定)の一部を次
のように変更する。

第5号中「約5,790億円」を「約6,360億円」に改める。

別紙 2 0

東北縦貫自動車道弘前線の川口市岩槻市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の川口市岩槻市間の新設に関する整備計画(昭和45年6月9日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約550億円」を「約630億円」に改める。

別紙 2 1

東北縦貫自動車道弘前線の岩槻市仙台市間の新設
に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の岩槻市仙台市間の新設に関する整備計画(昭和41年7月25日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第4号イの表中「 | 福島市 | 一般国道115号 | 」を

「	福島市	一般国道115号	」
	福島市	国土交通大臣が施行主体とされている東北中央自動車道相馬尾花沢線	

に改める。

2. 第7号中「約2,930億円」を「約3,330億円」に改める。

3 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、国土交通大臣が施行主体とされている東北中央自動車道相馬尾花沢線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 2 2

東北縦貫自動車道弘前線の仙台市盛岡市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の仙台市盛岡市間の新設に関する整備計画(昭和42年11月9日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,530億円」を「約2,610億円」に改める。

別紙 2 3

東北縦貫自動車道弘前線の鹿角市青森市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の鹿角市青森市間の新設に関する整備計画(昭和42年11月9日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第4号イの表中「 | 鹿角市 | 一般国道103号 | 」を

「	鹿角市	一般国道103号	」
	大館市	国土交通大臣が施行主体とされている日本海沿岸東北自動車道	

に改める。

2. 第7号中「約1,680億円」を「約2,110億円」に改める。

3 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、国土交通大臣が施行主体とされている日本海沿岸東北自動車道との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 2 4

東北縦貫自動車道八戸線の岩手県二戸郡一戸町八戸市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道八戸線の岩手県二戸郡一戸町八戸市間の新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,100億円」を「約1,120億円」に改める。

別紙 2 5

東北縦貫自動車道八戸線の八戸市田面木八戸市市川町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道八戸線の八戸市田面木八戸市市川町間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約380億円」を「約450億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

別紙 2 6

東北縦貫自動車道八戸線の青森市諏訪沢青森市岩 渡間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道八戸線の青森市諏訪沢青森市岩渡間の
新設に関する整備計画(平成4年1月20日決定)の一部を
次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約560億円」を「約630億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次
に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始
し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものと
する。

別紙 2 7

東北横断自動車道釜石秋田線の遠野市岩手県上閉 伊郡宮守村間の新設に関する整備計画の一部変更 案

東北横断自動車道釜石秋田線の遠野市岩手県上閉伊郡宮守
村間の新設に関する整備計画(平成10年12月25日決定)
の一部を次のように変更する。

- 1 . 第7号中「約350億円」を「約250億円」に改める。
- 2 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 2 8

東北横断自動車道釜石秋田線の岩手県上閉伊郡宮 守村岩手県和賀郡東和町間の新設に関する整備計 画の一部変更案

東北横断自動車道釜石秋田線の岩手県上閉伊郡宮守村岩手
県和賀郡東和町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月
2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 7 号中「約1,260億円」を「約860億円」に改める。
- 2 . 第 8 号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

東北横断自動車道釜石秋田線の岩手県和賀郡東和
町花巻市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道釜石秋田線の岩手県和賀郡東和町花巻市
間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一
部を次のように変更する。

第7号中「約360億円」を「約410億円」に改める。

別紙 3 0

東北横断自動車道釜石秋田線の北上市鬼柳町北上市和賀町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道釜石秋田線の北上市鬼柳町北上市和賀町間の新設に関する整備計画（昭和57年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約190億円」を「約200億円」に改める。

別紙 3 1

東北横断自動車道釜石秋田線の岩手県和賀郡湯田
町横手市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道釜石秋田線の岩手県和賀郡湯田町横手市
間の新設に関する整備計画（昭和57年1月20日決定）の
一部を次のように変更する。

第7号中「約510億円」を「約580億円」に改める。

別紙 3 2

東北横断自動車道釜石秋田線の横手市秋田市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道釜石秋田線の横手市秋田市間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

1．第6号を次のとおり改める。

工事は、昭和53年度において着工するものとし、横手市から大曲市までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

2．第7号中「約1,400億円」を「約1,370億円」に改める。

別紙 3 3

東北横断自動車道釜石秋田線の秋田市上北手古野 秋田市上新城道川間の新設に関する整備計画の一 部変更案

東北横断自動車道釜石秋田線の秋田市上北手古野秋田市上
新城道川間の新設に関する整備計画（平成元年 1 月 3 1 日決
定）の一部を次のように変更する。

第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次
に次の 1 号を加える。

5 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始
し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものと
する。

別紙 3 4

東北横断自動車道酒田線の宮城県柴田郡村田町宮
城県柴田郡川崎町間の新設に関する整備計画の一
部変更案

東北横断自動車道酒田線の宮城県柴田郡村田町宮城県柴田
郡川崎町間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21
日決定）の一部を次のように変更する。

第6号中「約610億円」を「約600億円」に改める。

別紙 3 5

東北横断自動車道酒田線の宮城県柴田郡川崎町山
形市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の宮城県柴田郡川崎町山形市間の
新設に関する整備計画（平成8年12月27日決定）の一部
を次のように変更する。

第4号中「約230億円」を「約210億円」に改める。

別紙 3 6

東北横断自動車道酒田線の山形市関沢山形市釈迦堂間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の山形市関沢山形市釈迦堂間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第6号中「約430億円」を「約440億円」に改める。

別紙 3 7

東北横断自動車道酒田線の山形市寒河江市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の山形市寒河江市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

1．第6号を次のとおり改める。

工事は、昭和48年度において着工するものとし、山形市流通センターから寒河江市までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

2．第7号中「約780億円」を「約820億円」に改める。

別紙 3 8

東北横断自動車道酒田線の寒河江市山形県西村山
郡西川町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の寒河江市山形県西村山郡西川町
間の新設に関する整備計画（平成元年1月31日決定）の一
部を次のように変更する。

第7号中「約890億円」を「約1,280億円」に改める。

別紙 3 9

東北横断自動車道酒田線の山形県東田川郡朝日村
田麦俣山形県東田川郡朝日村越中山間の新設に関
する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の山形県東田川郡朝日村田麦俣山
形県東田川郡朝日村越中山間の新設に関する整備計画（平成
元年3月29日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約300億円」を「約470億円」に改める。

別紙 4 0

東北横断自動車道酒田線の山形県東田川郡朝日村
酒田市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道酒田線の山形県東田川郡朝日村酒田市間の
新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一
部を次のように変更する。

1. 第4号イの表中「 | 鶴岡市 | 一般国道7号 | 」を

鶴岡市	一般国道7号
山形県西田川郡温海町	国土交通大臣が施行主体とされている日本海沿岸東北自動車道

に改める。

2. 第7号中「約920億円」を「約1,540億円」に改める。

3 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、国土交通大臣が施行主体とされている日本海沿岸東北自動車道との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 4 1

東北横断自動車道いわき新潟線のいわき市郡山市 間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道いわき新潟線のいわき市郡山市間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第6号中「約3,380億円」を「約2,900億円」に改める。

別紙 4 2

東北横断自動車道いわき新潟線の郡山市福島県耶麻郡猪苗代町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道いわき新潟線の郡山市福島県耶麻郡猪苗代町間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第6号中「約1,080億円」を「約1,070億円」に改める。

別紙 4 3

東北横断自動車道いわき新潟線の福島県耶麻郡猪苗代町福島県河沼郡会津坂下町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道いわき新潟線の福島県耶麻郡猪苗代町福島県河沼郡会津坂下町間の新設に関する整備計画（昭和57年3月1日決定）の一部を次のように変更する。

- 1．第6号中「約1,040億円」を「約980億円」に改める。
- 2．第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6．工事の施行

工事は、会津若松市から福島県河沼郡会津坂下町までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

別紙 4 4

東北横断自動車道いわき新潟線の新潟県東蒲原郡 津川町新潟市間の新設に関する整備計画の一部変 更案

東北横断自動車道いわき新潟線の新潟県東蒲原郡津川町新
潟市間の新設に関する整備計画(昭和57年1月20日決定)
の一部を次のように変更する。

1. 第6号を次のとおり改める。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

2. 第7号中「約1,860億円」を「約1,950億円」に改める。

別紙 4 5

日本海沿岸東北自動車道の新潟市新潟県北蒲原郡 中条町間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の新潟市新潟県北蒲原郡中条町間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約1,610億円」を「約1,300億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

別紙 4 6

日本海沿岸東北自動車道の新潟県北蒲原郡中条町 新潟県岩船郡朝日村間の新設に関する整備計画の 一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の新潟県北蒲原郡中条町新潟県
岩船郡朝日村間の新設に関する整備計画(平成8年12月2
7日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,630億円」を「約1,340億円」に改める。

別紙 4 7

日本海沿岸東北自動車道の山形県西田川郡温海町
鶴岡市間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の山形県西田川郡温海町鶴岡市
間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の
一部を次のように変更する。

1 .第4号の表中「 | 山形県西田川郡温海町 | 県道温海川木

野俣大岩川線 | 」を

「	山形県西田川郡温海町	県道温海川木野俣大岩川線	」
	鶴岡市	日本道路公団が施行主体とされている東北横断自動車道酒田線	

に改める。

2 . 第7号中「約1,660億円」を「約620億円」に改める。

3 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

4 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、日本道路公団が施行主体とされている東北横断自動車道酒田線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 4 8

日本海沿岸東北自動車道の本荘市秋田県由利郡岩
城町間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の本荘市秋田県由利郡岩城町間
の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一
部を次のように変更する。

1 . 第 4 号の表中「 | 本荘市 | 一般国道 1 0 7 号 | 」を

「	本荘市	一般国道 7 号及び一般国道 1 0 7 号	」
	秋田県由利郡大内町	一般国道 1 0 5 号	

に改める。

2 . 第 7 号中「約1,160億円」を「約950億円」に改める。

3 . 第 8 号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 4 9

日本海沿岸東北自動車道の秋田県由利郡岩城町秋
田県河辺郡河辺町間の新設に関する整備計画の一
部変更案

日本海沿岸東北自動車道の秋田県由利郡岩城町秋田県河
辺郡河辺町間の新設に関する整備計画(平成4年1月20日
決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約460億円」を「約620億円」に改める。

別紙 5 0

日本海沿岸東北自動車道の秋田県南秋田郡昭和町 秋田県山本郡琴丘町間の新設に関する整備計画の 一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の秋田県南秋田郡昭和町秋田県山本郡琴丘町間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約590億円」を「約560億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

日本海沿岸東北自動車道の大館市秋田県鹿角郡小坂町間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の大館市秋田県鹿角郡小坂町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第4号の表中「 | 大館市 | 一般国道7号 | 」を

大館市	一般国道7号
秋田県鹿角郡小坂町	日本道路公団が施行主体とされている東北縦貫自動車道弘前線

に改める。

2. 第7号中「約1,220億円」を「約420億円」に改める。

3. 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

4 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、日本道路公団が施行主体とされている東北縦貫自動車道弘前線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

東北中央自動車道相馬尾花沢線の福島市米沢市間の
の新設に関する整備計画の一部変更案

東北中央自動車道相馬尾花沢線の福島市米沢市間の新設
に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次
のように変更する。

1. 第4号イの表中「 | 米沢市 | 一般国道13号 | 」を

「	福島市	日本道路公団が施行主体と されている東北縦貫自動車 道弘前線	」
	米沢市	一般国道13号	

に改める。

2. 第7号中「約2,090億円」を「約1,680億円」に改める。
3. 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

4 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、日本道路公団が施行主体とされている東北縦貫自動車道弘前線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 5 3

東北中央自動車道相馬尾花沢線の米沢市万世町米沢市窪田町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北中央自動車道相馬尾花沢線の米沢市万世町米沢市窪田町間の新設に関する整備計画(平成10年12月25日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第7号中「約640億円」を「約400億円」に改める。
- 2 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 5 4

東北中央自動車道相馬尾花沢線の山形県東置賜郡
高畠町上山市間の新設に関する整備計画の一部変
更案

東北中央自動車道相馬尾花沢線の山形県東置賜郡高畠町
上山市間の新設に関する整備計画(平成10年12月25日
決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,570億円」を「約1,150億円」に改める。

東北中央自動車道相馬尾花沢線の上山市東根市間の
の新設に関する整備計画の一部変更案

東北中央自動車道相馬尾花沢線の上山市東根市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約1,090億円」を「約1,280億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

別紙 5 6

東北中央自動車道相馬尾花沢線の東根市尾花沢市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北中央自動車道相馬尾花沢線の東根市尾花沢市間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,060億円」を「約900億円」に改める。

別紙 5 7

関越自動車道新潟線の東京都川越市間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道新潟線の東京都川越市間の新設に関する整備計画(昭和47年8月3日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,090億円」を「約1,110億円」に改める。

別紙 5 8

関越自動車道新潟線の川越市東松山市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

関越自動車道新潟線の川越市東松山市間の新設に関する整備計画(昭和43年3月6日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約990億円」を「約1,120億円」に改める。

関越自動車道新潟線の東松山市渋川市間の新設に
関する整備計画の一部変更案

関越自動車道新潟線の東松山市渋川市間の新設に関する
整備計画(昭和45年6月9日決定)の一部を次のように変
更する。

第7号中「約2,640億円」を「約2,840億円」に改める。

別紙 6 0

関越自動車道新潟線の渋川市群馬県利根郡月夜野 町間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道新潟線の渋川市群馬県利根郡月夜野町間の
新設に関する整備計画(昭和46年6月1日決定)の一部を
次のように変更する。

第7号中「約1,480億円」を「約1,530億円」に改める。

別紙 6 1

関越自動車道上越線の藤岡市佐久市間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道上越線の藤岡市佐久市間の新設に関する整備計画(昭和54年3月2日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約3,930億円」を「約4,190億円」に改める。

別紙 6 2

関越自動車道上越線の佐久市千曲市間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道上越線の佐久市千曲市間の新設に関する整備計画(昭和61年1月21日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 .第4号イの表中「 | 佐久市 | 一般国道142号 | 」を「 | 佐久市 | 国土交通大臣が施行主体とされている中部横断自動車道 | 」に改める。
- 2 . 第6号中「約2,830億円」を「約3,480億円」に改める。
- 3 . 第7号の次に次の1号を加える。

備 考

本計画については、国土交通大臣が施行主体とされている中部横断自動車道との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 6 3

関越自動車道上越線の中野市新潟県中頸城郡中郷 村間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道上越線の中野市新潟県中頸城郡中郷村間の
新設に関する整備計画(昭和61年1月21日決定)の一部
を次のように変更する。

第7号中「約2,150億円」を「約2,140億円」に改める。

別紙 6 4

常磐自動車道の川口市三郷市間の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の川口市三郷市間の新設に関する整備計画
(昭和61年1月21日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,920億円」を「約2,270億円」に改める。

別紙 6 5

常磐自動車道の三郷市茨城県新治郡千代田町間の 新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の三郷市茨城県新治郡千代田町間の新設に関する整備計画(昭和45年6月9日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約4,000億円」を「約4,290億円」に改める。

別紙 6 6

常磐自動車道の茨城県新治郡千代田町日立市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の茨城県新治郡千代田町日立市間の新設に関する整備計画(昭和47年6月20日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,700億円」を「約2,610億円」に改める。

別紙 6 7

常磐自動車道のいわき市好間町いわき市四倉町間の 新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道のいわき市好間町いわき市四倉町間の新設に関する整備計画(平成元年1月31日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第6号中「約540億円」を「約600億円」に改める。
2. 第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6. 工事の施行

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

常磐自動車道のいわき市福島県双葉郡富岡町間の
新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道のいわき市福島県双葉郡富岡町間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約1,150億円」を「約1,120億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

別紙 6 9

常磐自動車道の福島県双葉郡富岡町福島県相馬郡
新地町間の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の福島県双葉郡富岡町福島県相馬郡新地町
間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の
一部を次のように変更する。

第7号中「約2,480億円」を「約1,970億円」に改める。

別紙 7 0

常磐自動車道の福島県相馬郡新地町宮城県亶理郡
山元町間の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の福島県相馬郡新地町宮城県亶理郡山元町
間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）
の一部を次のように変更する。

第6号中「約740億円」を「約490億円」に改める。

別紙 7 1

常磐自動車道の宮城県亶理郡山元町宮城県亶理郡
亶理町間の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の宮城県亶理郡山元町宮城県亶理郡亶理町
間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の
一部を次のように変更する。

第7号中「約570億円」を「約460億円」に改める。

別紙 7 2

東関東自動車道千葉富津線の千葉市木更津市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道千葉富津線の千葉市木更津市間の新設に関する整備計画(昭和57年3月1日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約2,810億円」を「約2,870億円」に改める。

別紙 7 3

東関東自動車道千葉富津線の木更津市富津市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道千葉富津線の木更津市富津市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約780億円」を「約1,090億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

別紙 7 4

東関東自動車道水戸線の三郷市松戸市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の三郷市松戸市間の新設に関する整備計画(平成10年12月25日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約1,870億円」を「約1,770億円」に改める。

別紙 7 5

東関東自動車道水戸線の松戸市市川市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の松戸市市川市間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約7,520億円」を「約8,560億円」に改める。

別紙 7 6

東関東自動車道水戸線の市川市千葉市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の市川市千葉市間の新設に関する整備計画(昭和47年6月20日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約1,000億円」を「約970億円」に改める。

別紙 7 7

東関東自動車道水戸線の千葉市成田市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の千葉市成田市間の新設に関する整備計画(昭和43年3月6日決定)の一部を次のように変更する。

1 .第4号の表以外の部分中「連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。」を「イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。」に改め、同号に次の口を加える。

口 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
千葉県印旛郡酒々井町	富里市道01-008号線

2 . 第7号中「約1,070億円」を「約1,170億円」に改める。

別紙 7 8

東関東自動車道水戸線の成田市潮来市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の成田市潮来市間の新設に関する整備計画(昭和47年6月20日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,140億円」を「約1,170億円」に改める。

別紙 7 9

東関東自動車道水戸線の茨城県鹿島郡鉾田町茨城県東茨城郡茨城町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の茨城県鹿島郡鉾田町茨城県東茨城郡茨城町間の新設に関する整備計画(平成9年3月8日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約720億円」を「約680億円」に改める。

別紙 8 0

北関東自動車道の高崎市伊勢崎市間の新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の高崎市伊勢崎市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約860億円」を「約1,320億円」に改める。

別紙 8 1

北関東自動車道の伊勢崎市栃木県下都賀郡岩舟町 間の新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の伊勢崎市栃木県下都賀郡岩舟町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約3,220億円」を「約2,740億円」に改める。

別紙 8 2

北関東自動車道の栃木県下都賀郡都賀町栃木県河内郡上三川町間の新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の栃木県下都賀郡都賀町栃木県河内郡上三川町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第6号中「約930億円」を「約1,180億円」に改める。

別紙 8 3

北関東自動車道の栃木県河内郡上三川町茨城県西 茨城郡友部町間の新設に関する整備計画の一部変 更案

北関東自動車道の栃木県河内郡上三川町茨城県西茨城郡
友部町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決
定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約2,320億円」を「約1,910億円」に改める。

別紙 8 4

北関東自動車道の茨城県西茨城郡友部町水戸市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の茨城県西茨城郡友部町水戸市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約930億円」を「約1,050億円」に改める。

別紙 8 5

中央自動車道富士吉田線の新設に関する整備計画
の一部変更案

中央自動車道富士吉田線の新設に関する整備計画(昭和37年5月9日決定)の一部を次のように変更する。

1 . 第4号口の表中「 | 山梨県北都留郡上野原町 | 県道四日

市場上野原線 | 」を

「	山梨県北都留郡上野原町	県道四日市場上野原線	」
	都留市	県道都留インター線	

に改める。

2 . 第7号中「約2,290億円」を「約2,980億円」に改める。

別紙 8 6

中央自動車道西宮線の葦崎市小牧市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の葦崎市小牧市間の新設に関する整備計画(昭和41年7月25日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約4,020億円」を「約4,260億円」に改める。

別紙 8 7

中央自動車道西宮線の小牧市吹田市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の小牧市吹田市間の新設に関する整備計画(昭和32年10月17日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第4号の表中「 | 八日市市 | 一般国道421号 | 」を

八日市市	一般国道421号
栗東市	一般国道1号

に改め、「 | 京都市伏見区 | 一般国道1号及び府道南インター竹田線 | 」を「 | 京都市伏見区 | 一般国道1号、府道南インター竹田線及び市道高速道路2号線 | 」に改める。

2. 第7号中「約946億円」を「約1,370億円」に改める。

別紙 8 8

中央自動車道西宮線の吹田市西宮市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の吹田市西宮市間の新設に関する整備計画(昭和32年10月17日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約218億円」を「約320億円」に改める。

別紙 8 9

中央自動車道長野線の岡谷市千曲市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道長野線の岡谷市千曲市間の新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約4,110億円」を「約4,420億円」に改める。

別紙 9 0

第一東海自動車道の新設に関する整備計画の一部 変更案

第一東海自動車道の新設に関する整備計画(昭和37年5月30日、昭和38年10月25日、昭和37年9月17日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約3,425億円」を「約5,470億円」に改める。

別紙 9 1

東海北陸自動車道の一宮市美濃市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東海北陸自動車道の一宮市美濃市間の新設に関する整備計画(昭和47年6月20日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,460億円」を「約3,650億円」に改める。

別紙 9 2

東海北陸自動車道の美濃市岐阜県郡上郡白鳥町間 の新設に関する整備計画の一部変更案

東海北陸自動車道の美濃市岐阜県郡上郡白鳥町間の新設に関する整備計画(昭和54年3月2日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約2,100億円」を「約3,160億円」に改める。

別紙 9 3

東海北陸自動車道の岐阜県郡上郡白鳥町岐阜県大
野郡荘川村間の新設に関する整備計画の一部変更
案

東海北陸自動車道の岐阜県郡上郡白鳥町岐阜県大野郡荘
川村間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決
定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,030億円」を「約980億円」に改める。

別紙 9 4

東海北陸自動車道の岐阜県大野郡荘川村富山県西礪波郡福光町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東海北陸自動車道の岐阜県大野郡荘川村富山県西礪波郡福光町間の新設に関する整備計画（平成元年3月29日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,490億円」を「約4,370億円」に改める。

東海北陸自動車道の富山県西礪波郡福光町小矢部
市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東海北陸自動車道の富山県西礪波郡福光町小矢部市間の
新設に関する整備計画(昭和53年11月21日決定)の一
部を次のように変更する。

1. 第6号を次のとおり改める。

工事は、昭和53年度において着工するものとし、さし
あたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加
に応じ残りの2車線を完成するものとする。

2. 第7号中「約500億円」を「約400億円」に改める。

別紙 9 6

第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名市秦野市
間の新設に関する整備計画の一部変更案

第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名市秦野市間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約9,990億円」を「約7,950億円」に改める。

別紙 9 7

第二東海自動車道横浜名古屋線の秦野市御殿場市
間の新設に関する整備計画の一部変更案

第二東海自動車道横浜名古屋線の秦野市御殿場市間の新
設に関する整備計画(平成10年12月25日決定)の一部
を次のように変更する。

第7号中「約9,040億円」を「約5,680億円」に改める。

別紙 9 8

第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場市静岡県
駿東郡長泉町間の新設に関する整備計画の一部変
更案

第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場市静岡県駿東郡
長泉町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決
定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約2,880億円」を「約2,800億円」に改める。

第二東海自動車道横浜名古屋線の静岡県駿東郡長
泉町東海市間の新設に関する整備計画の一部変更
案

第二東海自動車道横浜名古屋線の静岡県駿東郡長泉町東
海市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）
の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約33,000億円」を「約40,030億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次
に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、静岡県駿東郡長泉町から豊田市までは、さし
あたり 4 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増
加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

別紙 1 0 0

中部横断自動車道の静岡市山梨県南巨摩郡増穂町
間の新設に関する整備計画の一部変更案

中部横断自動車道の静岡市山梨県南巨摩郡増穂町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約5,580億円」を「約4,340億円」に改める。

別紙 1 0 1

中部横断自動車道の山梨県南巨摩郡増穂町山梨県 北巨摩郡双葉町間の新設に関する整備計画の一部 変更案

中部横断自動車道の山梨県南巨摩郡増穂町山梨県北巨摩
郡双葉町間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決
定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約680億円」を「約960億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次
に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始
し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものと
する。

中部横断自動車道の長野県南佐久郡八千穂村佐久
市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中部横断自動車道の長野県南佐久郡八千穂村佐久市間の
新設に関する整備計画(平成10年12月25日決定)の一
部を次のように変更する。

1. 第4号の表中「 | 佐久市 | 一般国道142号 | 」を

「	佐久市	一般国道142号	」
	小諸市	日本道路公団が施行主体と されている関越自動車道上 越線	

に改める。

2. 第7号中「約770億円」を「約850億円」に改める。

3. 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

4 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、日本道路公団が施行主体とされている関越自動車道上越線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 1 0 3

北陸自動車道の新潟市長潟新潟市立仏間の新設に
関する整備計画の一部変更案

北陸自動車道の新潟市長潟新潟市立仏間の新設に関する
整備計画(昭和61年3月14日決定)の一部を次のように
変更する。

第6号中「約580億円」を「約650億円」に改める。

別紙 1 0 4

北陸自動車道の上越市糸魚川市間の新設に関する
整備計画の一部変更案

北陸自動車道の上越市糸魚川市間の新設に関する整備計画(昭和47年8月3日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,550億円」を「約2,730億円」に改める。

別紙 1 0 5

北陸自動車道の糸魚川市富山県下新川郡朝日町間
の新設に関する整備計画の一部変更案

北陸自動車道の糸魚川市富山県下新川郡朝日町間の新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,010億円」を「約2,310億円」に改める。

別紙 1 0 6

北陸自動車道の富山市武生市間の新設に関する整備計画の一部変更案

北陸自動車道の富山市武生市間の新設に関する整備計画(昭和41年7月25日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,770億円」を「約1,830億円」に改める。

別紙 1 0 7

北陸自動車道の武生市滋賀県坂田郡米原町間の新
設に関する整備計画の一部変更案

北陸自動車道の武生市滋賀県坂田郡米原町間の新設に関する整備計画(昭和42年11月9日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,890億円」を「約2,160億円」に改める。

別紙 1 0 8

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市緑区名古屋市
名東区間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市緑区名古屋市名東区
間の新設に関する整備計画（平成 1 0 年 1 2 月 2 5 日決定）
の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 2,370 億円」を「約 2,390 億円」に改める。

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市名東区名古屋
市中川区間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市名東区名古屋市中川
区間の新設に関する整備計画(昭和57年3月1日決定)の
一部を次のように変更する。

第5号中「約3,600億円」を「約4,310億円」に改める。

別紙 1 1 0

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市中川区亀山市
間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市中川区亀山市間の新設に関する整備計画(昭和47年8月3日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約860億円」を「約1,520億円」に改める。

近畿自動車道伊勢線の久居市三重県多気郡勢和村
間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道伊勢線の久居市三重県多気郡勢和村間の新
設に関する整備計画(昭和53年11月21日決定)の一部
を次のように変更する。

第6号中「約790億円」を「約810億円」に改める。

別紙 1 1 2

近畿自動車道伊勢線の三重県多気郡勢和村伊勢市
間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道伊勢線の三重県多気郡勢和村伊勢市間の新設に関する整備計画(昭和57年3月1日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約820億円」を「約780億円」に改める。

別紙 1 1 3

近畿自動車道天理吹田線の松原市吹田市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道天理吹田線の松原市吹田市間の新設に関する整備計画(昭和43年3月6日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約2,010億円」を「約3,240億円」に改める。

別紙 1 1 4

近畿自動車道天理吹田線の天理市松原市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道天理吹田線の天理市松原市間の新設に関する整備計画(昭和47年8月3日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約630億円」を「約770億円」に改める。

近畿自動車道名古屋神戸線の愛知県海部郡飛島村
四日市市間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の愛知県海部郡飛島村四日市
市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の
一部を次のように変更する。

第6号中「約2,610億円」を「約4,170億円」に改める。

近畿自動車道名古屋神戸線の四日市市三重県三重
郡菰野町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の四日市市三重県三重郡菰野
町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）
の一部を次のように変更する。

第 7 号中「約 2,180 億円」を「約 1,730 億円」に改める。

近畿自動車道名古屋神戸線の三重県三重郡菰野町
亀山市間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の三重県三重郡菰野町亀山市
間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決定）
の一部を次のように変更する。

第6号中「約3,810億円」を「約2,450億円」に改める。

近畿自動車道名古屋神戸線の亀山市城陽市間の新
設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の亀山市城陽市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

1 .第4号の表以外の部分中「連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。」を「イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。」に改め、同号に次の口を加える。

口 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
滋賀県甲賀郡甲南町	県道柑子塩野線

- 2 . 第 6 号中「約8,090億円」を「約10,910億円」に改める。
- 3 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 4 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

近畿自動車道名古屋神戸線の城陽市高槻市間の新
設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の城陽市高槻市間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約8,260億円」を「約7,390億円」に改める。

別紙 1 2 0

近畿自動車道名古屋神戸線の高槻市箕面市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の高槻市箕面市間の新設に関する整備計画(平成10年12月25日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約6,740億円」を「約4,200億円」に改める。

別紙 1 2 1

近畿自動車道名古屋神戸線の箕面市神戸市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の箕面市神戸市間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約6,330億円」を「約4,660億円」に改める。

別紙 1 2 2

近畿自動車道松原那智勝浦線の松原市泉南市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の松原市泉南市間の新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約3,160億円」を「約3,310億円」に改める。

別紙 1 2 3

近畿自動車道松原那智勝浦線の泉南市海南市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の泉南市海南市間の新設に関する整備計画(昭和43年3月6日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約540億円」を「約620億円」に改める。

別紙 1 2 4

近畿自動車道松原那智勝浦線の海南市和歌山県有田郡吉備町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の海南市和歌山県有田郡吉備町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「約 640 億円」を「約 840 億円」に改める。

別紙 1 2 5

近畿自動車道松原那智勝浦線の御坊市和歌山県日高郡南部町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の御坊市和歌山県日高郡南部町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

- 1．第6号中「約960億円」を「約970億円」に改める。
- 2．第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6．工事の施行

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

別紙 1 2 6

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県日高郡南部町和歌山県西牟婁郡白浜町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県日高郡南部町和歌山県西牟婁郡白浜町間の新設に関する整備計画(平成9年3月8日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,390億円」を「約1,200億円」に改める。

別紙 1 2 7

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県西牟婁郡 白浜町和歌山県西牟婁郡すさみ町間の新設に関する 整備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県西牟婁郡白浜町
和歌山県西牟婁郡すさみ町間の新設に関する整備計画(平成
11年12月24日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第7号中「約1,480億円」を「約1,320億円」に改める。
- 2 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

近畿自動車道尾鷲勢和線の尾鷲市三重県度会郡紀勢町間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道尾鷲勢和線の尾鷲市三重県度会郡紀勢町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第7号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概算額
尾鷲市から 三重県北牟婁郡紀伊長島町まで	約1,050億円
三重県北牟婁郡紀伊長島町から 同県度会郡紀勢町まで	約610億円

2. 第8号を次のとおり改める。

施行主体は、次表のとおりとする。

区 間	施行主体
尾鷲市から 三重県北牟婁郡紀伊長島町まで	国土交通大臣
三重県北牟婁郡紀伊長島町から 同県度会郡紀勢町まで	日本道路公団

別紙 1 2 9

近畿自動車道尾鷲勢和線の三重県度会郡紀勢町三
重県多気郡勢和村間の新設に関する整備計画の一
部変更案

近畿自動車道尾鷲勢和線の三重県度会郡紀勢町三重県多
気郡勢和村間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日
決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約800億円」を「約1,050億円」に改める。

別紙 1 3 0

近畿自動車道敦賀線の兵庫県美~~美~~郡吉川町福知山市間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の兵庫県美~~美~~郡吉川町福知山市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,870億円」を「約1,710億円」に改める。

別紙 1 3 1

近畿自動車道敦賀線の福知山市舞鶴市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の福知山市舞鶴市間の新設に関する整備計画(昭和53年11月21日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約850億円」を「約1,030億円」に改める。

別紙 1 3 2

近畿自動車道敦賀線の舞鶴市堀舞鶴市堂奥間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の舞鶴市堀舞鶴市堂奥間の新設に関する整備計画(平成元年1月31日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約380億円」を「約410億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

近畿自動車道敦賀線の舞鶴市福井県大飯郡大飯町
間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の舞鶴市福井県大飯郡大飯町間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約1,300億円」を「約1,040億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

別紙 1 3 4

近畿自動車道敦賀線の福井県大飯郡大飯町敦賀市 間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の福井県大飯郡大飯町敦賀市間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約3,470億円」を「約3,080億円」に改める。

別紙 1 3 5

中国縦貫自動車道の吹田市岡山県真庭郡落合町間
の新設に関する整備計画の一部変更案

中国縦貫自動車道の吹田市岡山県真庭郡落合町間の新設
に関する整備計画(昭和41年7月25日決定)の一部を次
のように変更する。

- 1 . 第4号イの表中「 | 兵庫県宍粟郡山崎町 | 一般国道29
号 | 」を

兵庫県宍粟郡山崎町	一般国道29号
岡山県英田郡大原町	国土交通大臣が施行主体と されている中国横断自動車 道姫路鳥取線

に改める。

- 2 . 第7号中「約2,320億円」を「約2,570億円」に改める。

3 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、国土交通大臣が施行主体とされている中国横断自動車道姫路鳥取線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 1 3 6

中国縦貫自動車道の周南市美祢市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国縦貫自動車道の周南市美祢市間の新設に関する整備計画(昭和42年11月9日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約860億円」を「約900億円」に改める。

別紙 1 3 7

山陽自動車道吹田山口線の姫路市備前市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の姫路市備前市間の新設に関する整備計画(昭和47年6月20日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,410億円」を「約2,990億円」に改める。

別紙 1 3 8

山陽自動車道吹田山口線の備前市岡山市間の新設
に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の備前市岡山市間の新設に関する整備計画(昭和57年1月20日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約1,940億円」を「約1,930億円」に改める。

山陽自動車道吹田山口線の岡山市倉敷市間の新設
に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の岡山市倉敷市間の新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第6号を次のとおり改める。

工事は、昭和48年度において着工するものとし、岡山市から倉敷市浅原までは、さしあたり4車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

2. 第7号中「約2,010億円」を「約1,910億円」に改める。

別紙 1 4 0

山陽自動車道吹田山口線の福山市広島県賀茂郡河内町間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の福山市広島県賀茂郡河内町間の新設に関する整備計画(昭和57年1月20日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第4号イの表中「 | 尾道市 | 一般国道184号 | 」を

「	広島県御調郡御調町	国土交通大臣が施行主体とされている中国横断自動車道尾道松江線	」
	尾道市	一般国道184号	

に改める。

2. 第6号中「約1,830億円」を「約2,100億円」に改める。

3 . 第 7 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、国土交通大臣が施行主体とされている中国横断自動車道尾道松江線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 1 4 1

山陽自動車道吹田山口線の広島県賀茂郡河内町東
広島市間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の広島県賀茂郡河内町東広島市
間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）
の一部を次のように変更する。

第7号中「約790億円」を「約750億円」に改める。

別紙 1 4 2

山陽自動車道吹田山口線の東広島市広島市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の東広島市広島市間の新設に関する整備計画(昭和47年6月20日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,450億円」を「約1,430億円」に改める。

別紙 1 4 3

山陽自動車道吹田山口線の広島市廿日市市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の広島市廿日市市間の新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,170億円」を「約1,220億円」に改める。

別紙 1 4 4

山陽自動車道吹田山口線の山口県玖珂郡玖珂町周 南市間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の山口県玖珂郡玖珂町周南市間の
新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の
一部を次のように変更する。

第7号中「約2,120億円」を「約2,040億円」に改める。

別紙 1 4 5

山陽自動車道吹田山口線の周南市山口市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の周南市山口市間の新設に関する整備計画(昭和47年6月20日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,390億円」を「約1,500億円」に改める。

別紙 1 4 6

山陽自動車道宇部下関線の宇部市下関市間の新設 に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道宇部下関線の宇部市下関市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約1,160億円」を「約1,000億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

別紙 1 4 7

中国横断自動車道姫路鳥取線の龍野市兵庫県穴粟
郡山崎町間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道姫路鳥取線の龍野市兵庫県穴粟郡山崎
町間の新設に関する整備計画（平成10年12月25日決
定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約780億円」を「約610億円」に改める。

別紙 1 4 8

中国横断自動車道姫路鳥取線の兵庫県佐用郡佐用町岡山県英田郡大原町間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道姫路鳥取線の兵庫県佐用郡佐用町岡山県英田郡大原町間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

1 . 第4号の表中「 | 岡山県英田郡大原町及び同郡西粟倉村

| 一般国道373号及び一般国道429号 | 」を

「	兵庫県佐用郡佐用町	日本道路公団が施行主体とされている中国縦貫自動車道	」
	岡山県英田郡大原町 及び同郡西粟倉村	一般国道373号及び一般国道429号	

に改める。

2 . 第7号中「約660億円」を「約590億円」に改める。

3 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

4 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、日本道路公団が施行主体とされている中国縦貫自動車道との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

中国横断自動車道姫路鳥取線の鳥取県八頭郡智頭
町鳥取市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道姫路鳥取線の鳥取県八頭郡智頭町鳥取
市間の新設に関する整備計画(平成9年3月8日決定)の一
部を次のように変更する。

- 1 . 第7号中「約1,390億円」を「約1,200億円」に改める。
- 2 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 1 5 0

中国横断自動車道岡山米子線の岡山市岡山県上房
郡北房町間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道岡山米子線の岡山市岡山県上房郡北房
町間の新設に関する整備計画（昭和61年3月14日決定）
の一部を次のように変更する。

第7号中「約2,100億円」を「約1,870億円」に改める。

別紙 1 5 1

中国横断自動車道岡山米子線の岡山県真庭郡落合町岡山県真庭郡川上村間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道岡山米子線の岡山県真庭郡落合町岡山県真庭郡川上村間の新設に関する整備計画(昭和53年11月21日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,980億円」を「約1,610億円」に改める。

別紙 1 5 2

中国横断自動車道岡山米子線の岡山県真庭郡川上
村米子市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道岡山米子線の岡山県真庭郡川上村米子
市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決
定）の一部を次のように変更する。

1. 第7号を次のとおり改める。

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のと
おりとする。

区 間	概算額
岡山県真庭郡川上村から 米子市赤井手まで	約900億円
米子市赤井手から 同市東福原まで	約150億円

2. 第8号を次のとおり改める。

施行主体は、次表のとおりとする。

区 間	施行主体
岡山県真庭郡川上村から 米子市赤井手まで	日本道路公団
米子市赤井手から 同市東福原まで	国土交通大臣

別紙 1 5 3

中国横断自動車道尾道松江線の尾道市三次市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道尾道松江線の尾道市三次市間の新設に
関する整備計画(平成9年3月8日決定)の一部を次のよう
に変更する。

1 .第4号の表中「 | 広島県御調郡御調町 | 一般国道486

号 | 」を

「	尾道市	日本道路公団が施行主体と されている山陽自動車道吹 田山口線	」
	広島県御調郡御調町	一般国道486号	

に改める。

2 .第7号中「約2,450億円」を「約1,910億円」に改める。

3 .第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

4 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、日本道路公団が施行主体とされている山陽自動車道吹田山口線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 1 5 4

中国横断自動車道尾道松江線の三次市島根県飯石 郡三刀屋町間の新設に関する整備計画の一部変更 案

中国横断自動車道尾道松江線の三次市島根県飯石郡三刀屋町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 7 号中「約 2,750 億円」を「約 2,340 億円」に改める。
- 2 . 第 8 号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 1 5 5

中国横断自動車道尾道松江線の島根県飯石郡三刀屋町松江市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道尾道松江線の島根県飯石郡三刀屋町松江市間の新設に関する整備計画（平成4年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

1．第6号を次のとおり改める。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

2．第7号中「約970億円」を「約1,020億円」に改める。

別紙 1 5 6

中国横断自動車道広島浜田線の広島市安佐南区広島市安佐北区間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道広島浜田線の広島市安佐南区広島市安佐北区間の新設に関する整備計画(昭和53年11月21日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約650億円」を「約600億円」に改める。

別紙 1 5 7

中国横断自動車道広島浜田線の島根県那賀郡旭町
浜田市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道広島浜田線の島根県那賀郡旭町浜田市
間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）
の一部を次のように変更する。

第7号中「約340億円」を「約300億円」に改める。

別紙 1 5 8

山陰自動車道鳥取益田線の島根県八束郡宍道町出雲市間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陰自動車道鳥取益田線の島根県八束郡宍道町出雲市間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約940億円」を「約880億円」に改める。

四国縦貫自動車道の徳島市徳島県美馬郡脇町間の
新設に関する整備計画の一部変更案

四国縦貫自動車道の徳島市徳島県美馬郡脇町間の新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の一部を次のように変更する。

1 . 第6号を次のとおり改める。

工事は、昭和48年度において着工するものとし、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

2 . 第7号中「約2,130億円」を「約2,050億円」に改める。

別紙 1 6 0

四国縦貫自動車道の徳島県美馬郡美馬町川之江市
間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国縦貫自動車道の徳島県美馬郡美馬町川之江市間の新設に関する整備計画(平成元年1月31日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,440億円」を「約2,220億円」に改める。

別紙 1 6 1

四国縦貫自動車道の西条市愛媛県温泉郡川内町間の
新設に関する整備計画の一部変更案

四国縦貫自動車道の西条市愛媛県温泉郡川内町間の新設
に関する整備計画(昭和57年1月20日決定)の一部を次
のように変更する。

第6号中「約1,950億円」を「約2,190億円」に改める。

別紙 1 6 2

四国縦貫自動車道の愛媛県温泉郡川内町伊予市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

四国縦貫自動車道の愛媛県温泉郡川内町伊予市間の新設
に関する整備計画(昭和61年1月21日決定)の一部を次
のように変更する。

第7号中「約1,470億円」を「約1,350億円」に改める。

別紙 1 6 3

四国縦貫自動車道の伊予市大洲市間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国縦貫自動車道の伊予市大洲市間の新設に関する整備計画(平成元年1月31日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,050億円」を「約1,290億円」に改める。

別紙 1 6 4

四国横断自動車道阿南中村線の阿南市小松島市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の阿南市小松島市間の新設に関する整備計画(平成10年12月25日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第7号中「約630億円」を「約460億円」に改める。
- 2 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 1 6 5

四国横断自動車道阿南中村線の小松島市鳴門市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の小松島市鳴門市間の新設
に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次
のように変更する。

第7号中「約3,100億円」を「約2,940億円」に改める。

別紙 1 6 6

四国横断自動車道阿南中村線の鳴門市さぬき市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の鳴門市さぬき市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約1,200億円」を「約1,610億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

別紙 1 6 7

四国横断自動車道阿南中村線の高松市前田東町高松市中間町間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の高松市前田東町高松市中間町間の新設に関する整備計画（平成4年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第6号中「約1,020億円」を「約1,210億円」に改める。

別紙 1 6 8

四国横断自動車道阿南中村線の高松市善通寺市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の高松市善通寺市間の新設
に関する整備計画(昭和57年1月20日決定)の一部を次
のように変更する。

第6号中「約1,370億円」を「約1,660億円」に改める。

四国横断自動車道阿南中村線の善通寺市川之江市
間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の善通寺市川之江市間の新設に関する整備計画(昭和47年6月20日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,500億円」を「約1,490億円」に改める。

別紙 1 7 0

四国横断自動車道阿南中村線の川之江市高知県長
岡郡大豊町間の新設に関する整備計画の一部変更
案

四国横断自動車道阿南中村線の川之江市高知県長岡郡大
豊町間の新設に関する整備計画(昭和53年11月21日決
定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,850億円」を「約2,370億円」に改める。

別紙 1 7 1

四国横断自動車道阿南中村線の高知県長岡郡大豊
町南国市間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の高知県長岡郡大豊町南国
市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決
定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,490億円」を「約1,620億円」に改める。

別紙 1 7 2

四国横断自動車道阿南中村線の南国市高知県吾川
郡伊野町間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の南国市高知県吾川郡伊野
町間の新設に関する整備計画（昭和61年3月14日決定）
の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,280億円」を「約1,160億円」に改める。

別紙 1 7 3

四国横断自動車道阿南中村線の高知県吾川郡伊野
町須崎市間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の高知県吾川郡伊野町須崎
市間の新設に関する整備計画(平成元年1月31日決定)の
一部を次のように変更する。

第7号中「約770億円」を「約1,000億円」に改める。

別紙 1 7 4

四国横断自動車道阿南中村線の須崎市高知県高岡
郡窪川町間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の須崎市高知県高岡郡窪川
町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）
の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 7 号中「約 1,110 億円」を「約 1,040 億円」に改める。
- 2 . 第 8 号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 1 7 5

四国横断自動車道内海大洲線の宇和島市愛媛県東 宇和郡宇和町間の新設に関する整備計画の一部変 更案

四国横断自動車道内海大洲線の宇和島市愛媛県東宇和郡
宇和町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決
定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第7号中「約760億円」を「約700億円」に改める。
- 2 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 1 7 6

四国横断自動車道内海大洲線の愛媛県東宇和郡宇和町大洲市間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道内海大洲線の愛媛県東宇和郡宇和町大洲市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約390億円」を「約620億円」に改める。

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の北九州市福岡
市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の北九州市福岡市間の
新設に関する整備計画(昭和43年3月6日決定)の一部を
次のように変更する。

1. 第4号口の表中「 | 北九州市 | 県道新門司港大里線 | 」

を

北九州市	県道新門司港大里線
福岡県鞍手郡鞍手町	県道直方鞍手線

に改める。

2. 第7号中「約2,380億円」を「約2,360億円」に改める。

別紙 1 7 8

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の福岡市熊本市
間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の福岡市熊本市間の新設に関する整備計画(昭和41年7月25日決定)の一部を次のように変更する。

1 . 第4号口の表中「 | 福岡県八女郡広川町 | 県道三潴上陽

線 | 」を

「	福岡県八女郡広川町	県道三潴上陽線	」
	福岡県山門郡瀬高町	県道本吉小川線	

に改める。

2 . 第7号中「約950億円」を「約1,140億円」に改める。

別紙 1 7 9

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の熊本市熊本県
下益城郡松橋町間の新設に関する整備計画の一部
変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の熊本市熊本県下益城
郡松橋町間の新設に関する整備計画(昭和43年3月6日決
定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第4号イの表中「 | 熊本県上益城郡御船町 | 一般国道4
45号 | 」を

熊本県上益城郡矢部町	国土交通大臣が施行主体とされている九州横断自動車道延岡線
熊本県上益城郡御船町	一般国道445号

に改める。

- 2 . 第7号中「約270億円」を「約660億円」に改める。

3 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、国土交通大臣が施行主体とされている九州横断自動車道延岡線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 1 8 0

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の八代市えびの
市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の八代市えびの市間の
新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の一
部を次のように変更する。

第7号中「約3,720億円」を「約3,770億円」に改める。

別紙 1 8 1

九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島県始良郡加治木町鹿児島市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島県始良郡加治木町鹿児島市間の新設に関する整備計画（昭和43年3月6日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約550億円」を「約610億円」に改める。

別紙 1 8 2

九州縦貫自動車道宮崎線のえびの市宮崎県西諸県
郡高原町間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道宮崎線のえびの市宮崎県西諸県郡高原
町間の新設に関する整備計画(昭和43年3月6日決定)の
一部を次のように変更する。

第7号中「約250億円」を「約240億円」に改める。

別紙 1 8 3

九州縦貫自動車道宮崎線の宮崎県西諸県郡高原町
宮崎市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道宮崎線の宮崎県西諸県郡高原町宮崎市間の新設に関する整備計画(昭和46年6月1日決定)の一部を次のように変更する。

1 . 第4号の表中「 | 宮崎県宮崎郡田野町 | 県道日南高岡線

| 」を

「	宮崎県宮崎郡田野町	県道日南高岡線	」
	宮崎県南那珂郡北郷町	国土交通大臣が施行主体とされている東九州自動車道	」

に改める。

2 . 第7号中「約990億円」を「約1,420億円」に改める。

3 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、国土交通大臣が施行主体とされている東九州自動車道との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 1 8 4

九州横断自動車道長崎大分線の長崎市早坂町長崎 市中里町間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の長崎市早坂町長崎市中里町間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約820億円」を「約620億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

別紙 1 8 5

九州横断自動車道長崎大分線の長崎市大村市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の長崎市大村市間の新設に関する整備計画(昭和47年6月20日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約610億円」を「約600億円」に改める。

別紙 1 8 6

九州横断自動車道長崎大分線の鳥栖市日田市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の鳥栖市日田市間の新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,550億円」を「約1,500億円」に改める。

別紙 1 8 7

九州横断自動車道長崎大分線の日田市大分県玖珠
郡玖珠町間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の日田市大分県玖珠郡玖珠
町間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決
定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約890億円」を「約930億円」に改める。

別紙 1 8 8

九州横断自動車道長崎大分線の大分県玖珠郡玖珠町大分県大分郡湯布院町間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の大分県玖珠郡玖珠町大分県大分郡湯布院町間の新設に関する整備計画(昭和57年3月1日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約960億円」を「約820億円」に改める。

別紙 1 8 9

九州横断自動車道長崎大分線の大分県大分郡湯布院町大分市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の大分県大分郡湯布院町大分市間の新設に関する整備計画(昭和48年10月19日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,800億円」を「約1,760億円」に改める。

九州横断自動車道長崎大分線の大分市荏隈大分市
片島間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の大分市荏隈大分市片島間の新設に関する整備計画(平成元年1月31日決定)の一部を次のように変更する。

1 .第4号の表以外の部分中「連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。」を「イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。」に改め、同号に次の口を加える。

口 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
大分市	県道下世利寒田線

2 . 第5号中「約580億円」を「約680億円」に改める。

別紙 1 9 1

九州横断自動車道延岡線の熊本県上益城郡御船町
熊本県上益城郡矢部町間の新設に関する整備計画
の一部変更案

九州横断自動車道延岡線の熊本県上益城郡御船町熊本県
上益城郡矢部町間の新設に関する整備計画(平成9年3月8
日決定)の一部を次のように変更する。

1 .第4号の表中「 | 熊本県上益城郡矢部町 | 一般国道21
8号 | 」を

「	熊本県上益城郡嘉島町	日本道路公団が施行主体とされている九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	」
	熊本県上益城郡矢部町	一般国道218号	

に改める。

2 .第7号中「約910億円」を「約390億円」に改める。

3 .第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

4 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、日本道路公団が施行主体とされている九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 1 9 2

東九州自動車道の北九州市福岡県京都郡豊津町間
の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の北九州市福岡県京都郡豊津町間の新設
に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次
のように変更する。

第7号中「約1,870億円」を「約1,650億円」に改める。

別紙 1 9 3

東九州自動車道の福岡県築上郡椎田町宇佐市間の
新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の福岡県築上郡椎田町宇佐市間の新設に関する整備計画(平成11年12月24日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,520億円」を「約1,050億円」に改める。

東九州自動車道の大分市津久見市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の大分市津久見市間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約1,380億円」を「約1,290億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、大分市宮河内から津久見市までは、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

東九州自動車道の津久見市大分県南海部郡蒲江町
間の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の津久見市大分県南海部郡蒲江町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,960億円」を「約1,700億円」に改める。

別紙 1 9 6

東九州自動車道の大分県南海部郡蒲江町宮崎県東 臼杵郡北川町間の新設に関する整備計画の一部変 更案

東九州自動車道の大分県南海部郡蒲江町宮崎県東臼杵郡
北川町間の新設に関する整備計画(平成11年12月24日
決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第7号中「約1,340億円」を「約1,060億円」に改める。
- 2 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 1 9 7

東九州自動車道の宮崎県東臼杵郡門川町西都市間の
の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の宮崎県東臼杵郡門川町西都市間の新設
に関する整備計画(平成9年3月8日決定)の一部を次のよ
うに変更する。

第7号中「約2,630億円」を「約2,280億円」に改める。

東九州自動車道の西都市宮崎県宮崎郡清武町間の
新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の西都市宮崎県宮崎郡清武町間の新設に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 6 号中「約1,000億円」を「約900億円」に改める。
- 2 . 第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 . 工事の施行

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

東九州自動車道の宮崎県宮崎郡清武町宮崎県南那珂郡北郷町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の宮崎県宮崎郡清武町宮崎県南那珂郡北郷町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

- 1 . 第 4 号の表中「 | 宮崎県南那珂郡北郷町 | 県道日南高岡線 | 」を

「	宮崎県宮崎郡清武町	日本道路公団が施行主体とされている九州縦貫自動車道宮崎線	」
	宮崎県南那珂郡北郷町	県道日南高岡線	

に改める。

- 2 . 第 7 号中「約 980 億円」を「約 440 億円」に改める。

- 3 . 第 8 号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

4 . 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

備 考

本計画については、日本道路公団が施行主体とされている九州縦貫自動車道宮崎線との連結位置の確定に際し、必要な見直しを行うものとする。

別紙 2 0 0

東九州自動車道の宮崎県南那珂郡北郷町日南市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の宮崎県南那珂郡北郷町日南市間の新設に関する整備計画(平成10年12月25日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第7号中「約410億円」を「約230億円」に改める。
- 2 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 2 0 1

東九州自動車道の鹿児島県曽於郡志布志町鹿児島県 曽於郡末吉町間の新設に関する整備計画の一部 変更案

東九州自動車道の鹿児島県曽於郡志布志町鹿児島県曽於郡末吉町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

- 1 . 第7号中「約1,970億円」を「約1,620億円」に改める。
- 2 . 第8号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 2 0 2

東九州自動車道の鹿児島県曾於郡末吉町鹿児島県
始良郡隼人町間の新設に関する整備計画の一部変
更案

東九州自動車道の鹿児島県曾於郡末吉町鹿児島県始良郡
隼人町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決
定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約950億円」を「約900億円」に改める。

別紙 2 0 3

新東京国際空港線の新設に関する整備計画の一部 変更案

新東京国際空港線の新設に関する整備計画(昭和44年1月20日決定)の一部を次のように変更する。

第6号中「約20億円」を「約30億円」に改める。

別紙 2 0 4

関門自動車道の新設に関する整備計画の一部変更 案

関門自動車道の新設に関する整備計画(昭和43年3月19日決定)の一部を次のように変更する。

第7号中「約306億円」を「約310億円」に改める。

別紙 2 0 5

沖縄自動車道の石川市那覇市間の新設に関する整備計画の一部変更案

沖縄自動車道の石川市那覇市間の新設に関する整備計画（昭和54年3月2日決定）の一部を次のように変更する。

第7号中「約1,330億円」を「約1,410億円」に改める。

東北縦貫自動車道弘前線の鹿沼市宇都宮市間の改築に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の鹿沼市宇都宮市間の改築に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の一部を次のように変更する。

第4号中「約380億円」を「約340億円」に改める。

別紙 2 0 7

中央自動車道富士吉田線の山梨県北都留郡上野原
町大月市間の改築に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道富士吉田線の山梨県北都留郡上野原町大月
市間の改築に関する整備計画(平成3年12月3日決定)の
一部を次のように変更する。

第4号中「約780億円」を「約1,290億円」に改める。

別紙 2 0 8

中央自動車道西宮線の栗東市大津市間の改築に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の栗東市大津市間の改築に関する整備計画(昭和61年1月21日決定)の一部を次のように変更する。

第4号中「約290億円」を「約510億円」に改める。

別紙 2 0 9

中央自動車道西宮線の栗東市大津市間の改築に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の栗東市大津市間の改築に関する整備計画(昭和46年6月1日決定)の一部を次のように変更する。

第2号中「約50億円」を「約40億円」に改める。

別紙 2 1 0

中央自動車道西宮線の京都市伏見区吹田市間の改築に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の京都市伏見区吹田市間の改築に関する整備計画(昭和57年1月20日決定)の一部を次のように変更する。

第5号中「約3,580億円」を「約5,670億円」に改める。

第一東海自動車道の横浜市厚木市間の改築に関する整備計画の一部変更案

第一東海自動車道の横浜市厚木市間の改築に関する整備計画(平成元年1月31日決定)の一部を次のように変更する。

第2号中「約1,630億円」を「約1,540億円」に改める。

別紙 2 1 2

第一東海自動車道の神奈川県足柄上郡大井町御殿
場市間の改築に関する整備計画の一部変更案

第一東海自動車道の神奈川県足柄上郡大井町御殿場市間
の改築に関する整備計画(昭和57年1月20日決定)の一
部を次のように変更する。

第6号中「約1,770億円」を「約1,760億円」に改める。